

(第3種郵便物認可)

ここからだ 深呼吸

里親制度正しく知ろう

10月は「里親月間」。さまざまな事情で親と離れて暮らす子供を、温かな愛情と正しい理解のある家庭環境で養育する里親制度は養子縁組と混同されることも多く、まだ十分に周知されていないという。どのような制度なのか、松本赤十字乳児院里親支援センターひまわり（松本市元町3）の鎌倉美枝センター長に教えてもらった。

（鎌倉 希）

「養育里親」はいずれ親元に帰ることを前提に、子供を必要な期間家庭に迎え、支援機関と連携しながら普段の生活の中で育てていく。子供の対象は原則18歳未満で親権は実親が持ち、養育期間中は県から里親手当や養育費が支給される。期間は数日〜数年と幅広い。

「特別養子縁組」は予期せぬ妊娠や経済的な理由で生みの親と暮らせない子供が、永続的な家庭で育つために法的な親子となる制度。15歳未満が対象で、

成立すると実親との法的関係は終了し、養親が親権者となる。里親を目指す人は数回の面接や研修を受け、県の審査会を経て認定・登録される。早くても相談から1年〜1年半ほどかかるという。求められるのは一緒に食卓を囲み、絵本を読んで暖かい布団で眠るといった普通の家庭の暮らしを通して安心安全を提供すること。里子の自立後も親戚のような関係が続くケースも少なくない。実親への支援も並行し、場合によっては里親

子供の安心安全が最優先



里親について紹介するパネル

と実親の交流も行う。忘れてはいけないのは、子供

のための福祉制度であって親になりたい大人のための制度ではない点だ。そのため登録してもマッチングできないことがある。現状は里親が圧倒的に不足しており、実親と同じ地域で養育を受け、学校を変えずに通い続けられるよう学区に1軒はほしいとする。

里親の活動の後押しするには職場や近隣の理解が不可欠だという。鎌倉センター長は「詮索やうわさ話はないで、察してもらえることが理想。それだけで里親さんのハードルが下がる」と、正しい知識が広がることを願っている。